

動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会（第2回） 議事次第

日時：平成30年12月11日（火）16:30～18:30

場所：TKP新橋カンファレンスセンター

ホール5B（東京都港区西新橋1丁目15-1）

I 開会

II 議事

（1）検討の進め方

（2）自治体の意見及び海外の基準等について（報告）

（3）適正な飼養管理のあり方と基準の明確化に向けた方向性について

（4）その他

IV 閉会

動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会(第2回)
出席者名簿

委員(五十音順)

氏名	所属	役職
磯部 哲	慶応義塾大学大学院法務研究科	教授
加隈 良枝	帝京科学大学 生命環境学部アニマルサイエンス学科	准教授
佐藤 衆介	帝京科学大学 生命環境学部アニマルサイエンス学科	教授
渋谷 寛	渋谷総合法律事務所	所長、弁護士
武内 ゆかり	東京大学大学院農学生命科学研究科	教授
戸田 光彦	自然環境研究センター	主席研究員
水越 美奈	日本獣医生命科学大学獣医学部獣医保健看護学科	准教授

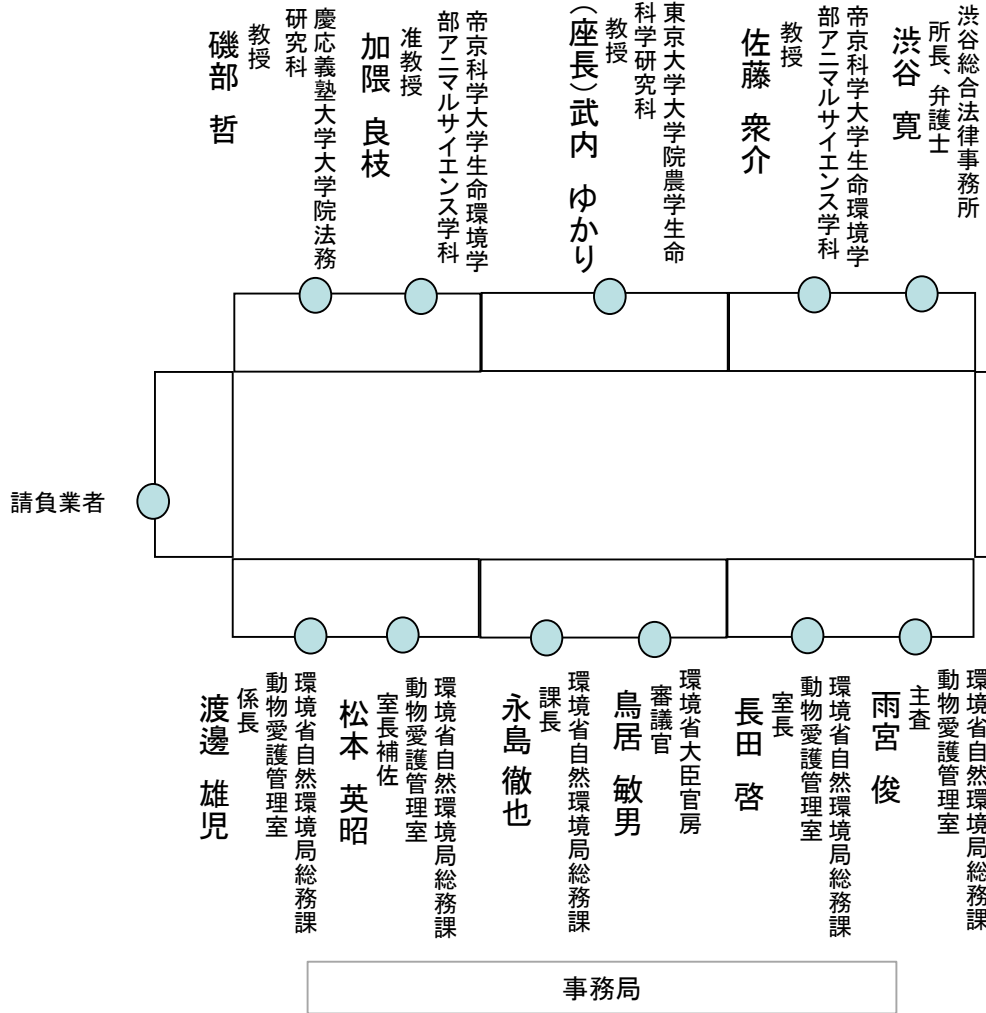
事務局

鳥居 敏男	環境省大臣官房	審議官
永島 徹也	環境省自然環境局総務課	課長
長田 啓	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室	室長
松本 英昭	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室	室長補佐
渡邊 雄児	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室	係長
雨宮 俊	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室	主査

環境省 動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会 第2回 座席表

(敬称略)

日時: 平成30年12月11日(火)16:30-18:30
 場所: TKP新橋カンファレンスセンター
 ホール5B



一般財団法人自然環境研究センター
 主席研究員
 戸田 光彦

日本獣医生命科学大学獣医学部獣医保健看護学科
 准教授
 水越 美奈

傍聴席

入口

動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会 開催要領

平成30年2月9日

環境省自然環境局

1. 目的

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）においては、法第12条第1項及び第21条第1項に基づき、環境省令等により第一種動物取扱業に係る飼養及び管理に関する基準（登録の基準）並びに第一種動物取扱業者に係る遵守基準が定められている。また、法第24条の4に基づき、環境省令等により第二種動物取扱業者に係る遵守基準が定められている。

これらの基準については、汎用性の高い定性的な基準として動物取扱業者が確保すべき飼養管理のあり方が示されているところであるが、近年、その円滑な運用等に資するため、ガイドライン等の作成や数値の設定などによる明確化等を図っていくことが強く求められているところである。

こうした経緯を踏まえ、科学的知見に基づいた基準やガイドラインのあり方について専門的な見地から検討する「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」（以下、「検討会」という）を設置・開催するものである。

なお、上記の検討により得られた知見については、法第7条に規定されている動物の所有者等の責務に係る家庭動物や展示動物等の飼養保管基準及び関連するガイドラインに活用することについても合わせて検討を行うものとする。

2. 構成

- (1) 検討会は、動物の飼養管理に関する知見をもった有識者及び研究者等で環境省自然環境局長が委嘱した委員をもって構成する。
- (2) 委嘱の期間は承諾の日から平成31年3月31日までとする。

3. 座長

- (1) 検討会に座長を置く。
- (2) 座長は、委員の互選により選出する。
- (3) 座長は、会合の議事運営にあたる。
- (4) 座長に事故がある時には、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

4. 臨時委員等

会合において、科学的知見に基づき専門的な検討を進めるために必要な臨時委員を置くことができるものとする。また、必要に応じ、検討事項に関係のある者を座長の了解を得た上でオブザーバーとして出席させることができるものとする。

とする。

5. 検討事項

検討会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 動物取扱業に係る飼養施設の構造、規模及び管理に関する遵守基準及びガイドラインの明確化
- (2) 動物の所有者等の責務としての飼養管理基準及びガイドラインへの活用
- (3) その他検討会の目的を達成するために必要な事項

6. 検討会等

- (1) 検討会は、公開とする。
- (2) 検討会資料及び議事概要については、会合後、環境省ホームページに原則掲載する。なお、検討会資料については、公開することが不適切なものについては、座長の判断で非公開にできる。

7. 庶務

検討会の事務局は、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室に置く。

8. その他

この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則 この要領は、委嘱承諾日の翌日から施行する。

配布資料一覧

◇議事 1 関係

- ・ 資料 1 - 1 検討の進め方
- ・ 資料 1 - 2 検討対象範囲について

◇議事 2 関係

- ・ 資料 2 - 1 平成30年度動物の適正飼養管理方法等に関する調査検討業務の概要（海外現地調査報告〈暫定版〉）
- ・ 資料 2 - 2 自治体による第一種動物取扱業の登録基準及び遵守基準の明確化への要望
- ・ 資料 2 - 3 海外の政府における飼養に関する定量的基準等の一覧（未定稿）

◇議事 3 関係

- ・ 資料 3 現行の各種基準等の記載内容について（抜粋）

◇参考資料

- 参考資料 1 動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会（第47回動物愛護部会資料 2 - 3）
- 参考資料 2 動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について（論点整理）（案）Ⅲ. 1. 適正な飼養管理の基準のあり方（第50回動物愛護部会資料 1 抜粋）
- 参考資料 3 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号 ※最終改正：平成25年環境省告示第82号）
- 参考資料 4 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準の解説（平成14年・環境省）
- 参考資料 5 展示動物の飼養及び保管に関する基準（平成16年環境省告示第33号 ※最終改正：平成25年環境省告示第83号）
- 参考資料 6 展示動物の飼養及び保管に関する基準の解説（平成17年・環境省）
- 参考資料 7 動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理方法等に関する基準の解説について（平成12年総管第539号通知 ※改正法施行に伴い廃止）